

品質保証の見える化について

長野県交通政策局交通政策課

品質保証の見える化について

第10回長野県公共交通活性化協議会で共有された主な意見

1 「品質保証」の周知

- ・ 通院・通学の移動保証については、路線の見直し等により、一定程度整理が進んだものの、移動保証の内容について、県民の皆様に理解をしていただかなければ安心して公共交通を利用いただくことに繋がらない。
- ・ 鉄道のように、バス路線を可視化、見える化することが県民の安心感、観光客の利用のしやすさにつながるので、そういった点も検討していきたい。
- ・ キャッシュレスやバスロケーションシステムも交通における品質保証の一つであり、どこで使えるかということを明示し、住民に知ってもらうことも大切。県でも品質保証の周知のため、積極的に広報に取り組むし、この場の自治体や事業者の方々も協力を求めたい。

⇒「移動保証の内容を県民に伝えることが重要」との意見が共有

2 地域公共交通計画における「品質保証」の確保

- ・ (バス事業者：「通学における品質保証についてすべての学校の要望を充たすことは困難」との発言を受けて) 交通事業者側だけが合わせるだけでなく、利用者の方も合わせる必要があり、公共交通を使って欲しいなら、会議の開始時間を鉄道ダイヤに合わせるなどやり方はいくらでもあるので協力して対応していきたい。

品質保証の見える化について

県の対応方針（案）

1 可視化マップの作成

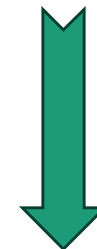
（１）目的

県民に安心して公共交通を利用していただくため、公共交通サービスの品質（特に通院・通学の移動品質）等が可視化されたマップを作成する。

（２）作成にあたり掲載する情報のイメージ

GISデータ等を活用し、以下のような情報を地図上に可視化する。

- ・通院・通学の移動に必要な公共交通（主にバス路線）の情報
- ・主要目的地（病院・学校等）や交通結節点の位置情報
- ・時間帯別の公共交通サービス提供状況（例：朝、夕、夜間、土日等）
- ・主要目的地（病院・学校等）や交通結節点（駅・役場等）への到達可能性（到達可能エリア） 等



高度なデータ処理や作業を要する

（３）作成範囲

県民や関係者の利用目的に応じて、例えば全県版、圏域別、市町村別などの単位で作成することを想定

（４）発信方法

県において作成・公表するとともに、市町村及び交通事業者とも連携しながら、それぞれの場面に応じて活用を図る。（例：県HPでの公表、市町村による地域住民向け周知への活用 等）

（５）期待される効果

利用者目線：公共交通を利用する際の安心感の向上、公共交通への理解や利用意識の向上

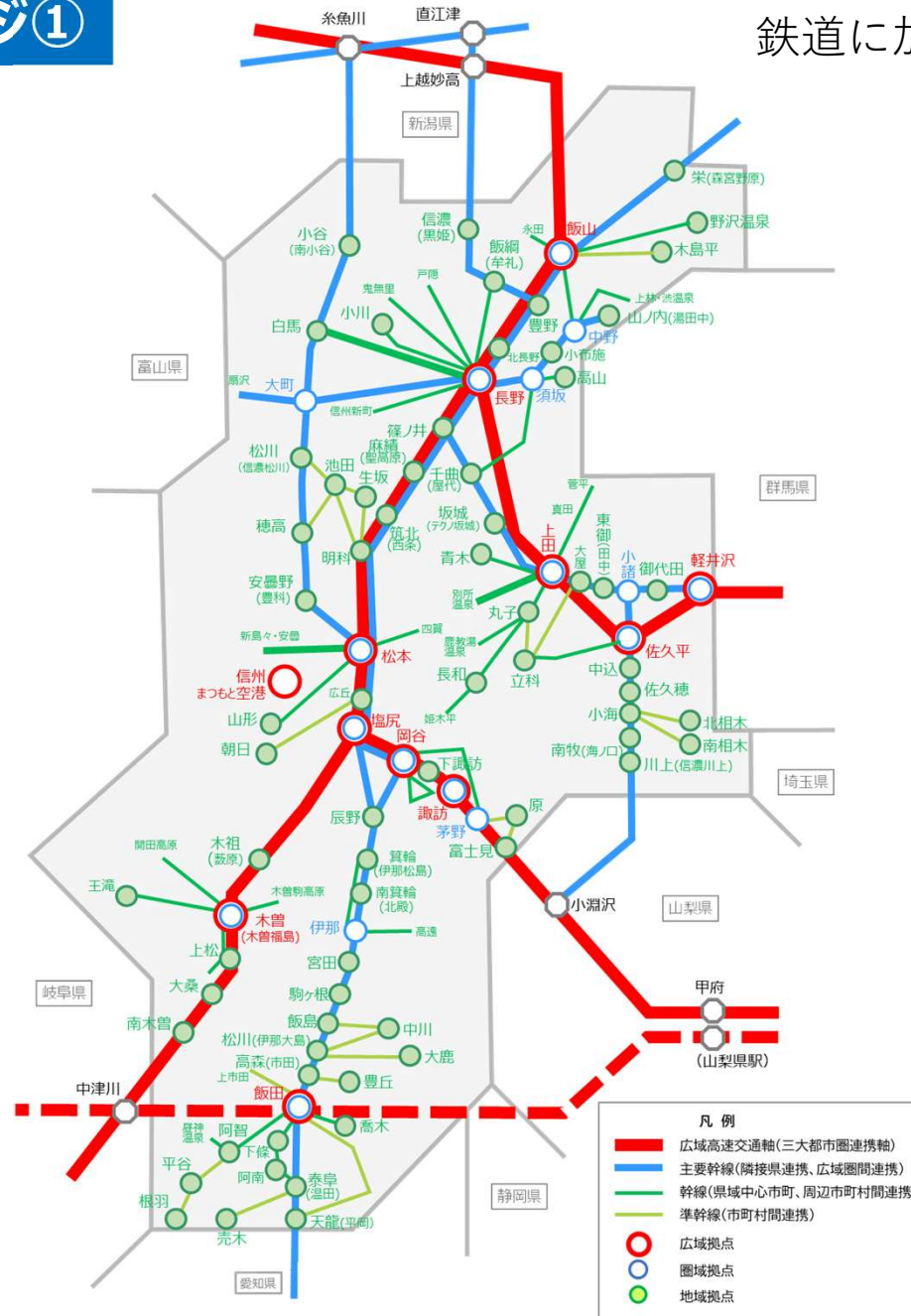
行政目線：どの地域・どの時間帯に課題があるかを把握しやすくなり、改善策の検討等に活用

事業者目線：路線の役割や地域における意義を、利用者や行政と共有しやすくなる

品質保証の見える化について

可視化マップのイメージ①

鉄道に加え、広域バス路線を可視化



品質保証の見える化について

可視化マップのイメージ②

デマンド運行エリア及び
定時定路線のバス路線（バス停含む）を図示

